毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

号外
令和8年1月23日

主　要　目　次

選挙管理委員会告示
○公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示　一

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年一月二十三日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊地秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一医療法人社団青草会篠崎病院の項の次に次のように加える。

医療法人社団誠馨会総泉病院介護医療院	千葉市若葉区更科町二、五九二番地

別表第一医療法人財団みさき会たむら記念病院の項を削り、同表中「医療法人社団心和会成田リハビリテーション病院」を「医療法人社団高邦会成田リハビリテーション病院」に改め、同表医療法人社団曙会流山中央病院附属泉リハビリテーション病院の項の次に次のように加える。

医療法人社団愛友会介護老人保健施設ナーシングプラザ流山	流山市前ケ崎二四八番地一

別表第一中「医療法人沖縄徳洲会老人保健施設シルバーケア鎌ケ谷」を「医療法人徳洲会介護老人保健施設シルバーケア鎌ケ谷」に、「医療法人沖縄徳洲会鎌ケ谷総合病院」を「医療法人徳洲会鎌ケ谷総合病院」に、「医療法人沖縄徳洲会四街道徳洲会病院」を「医療法人徳洲会四街道徳洲会病院」に、「医療法人沖縄徳洲会介護老人保健施設四街道徳洲苑」を「医療法人徳洲会介護老人保健施設四街道徳洲苑」に改める。

別表第二中「シニア町内会稲毛」を「株式会社リエイシニア町内会稲毛園生」に改める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

購読料　本号　一部　六円

発行者　千葉市中央区市場町一番一号　千葉県

購読申込先　〇四三（二二三）二六五八